

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録

1 開催日時

令和4年10月26日（水）午後3時開議

2 開催場所

第1委員会室

3 会議に付した案件

1 行政区再編協議

- (1) 区名（案）選定について
- (2) 区協議会の諮問（資料）について

15:01

1 行政区再編協議

◎結論

区名（案）選定について、A区は中央、B区は浜名区とする当局の選定案を尊重した上で聞きおくこととし、区協議会の諮問については、資料を確認し了承することとしました。

◎発言内容

(1) 区名（案）選定について

○高林修委員長 それでは、協議に入ります。

協議事項（1）区名（案）の選定について、当局から資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 区名選定について御説明します。

資料ですが、区名選定についてという資料を御覧ください。あわせて、右上に別紙というものも使いますので、後ほど説明しながら御案内するようにします。この中でアンケート結果についても併せて御報告させていただきます。

1の選定の考え方です。2ポツ目です。区名アンケートの対象となったA区・B区のそれぞれ7候補は、未来の浜松へ向かって、区再編後の一体感、新しい区として協調していくこと等に配慮した上で、総合的な観点から検討し、絞り込まれたものです。3ポツ目です、新たな区名の選定に当たっては、アンケート結果（応募数やその割合等）を参考に、特別委員会の意見を踏まえ、行政区画等審議会へ提案することとしております。これはアンケートのチラシ等にも書いた内容となります。4ポツ目です。こうしたことから、A区・B区それぞれ1案への絞り込みは、市民の意向の表れである応募数を優先した上で、区ごとや年代ごとの応募状況を踏まえ判断したいと考えております。

大きな2番です。区名アンケートの集計結果となります。有効応募は5万1575件ということで、全体の統計的な分析ということで、別紙を用意してありますので、右上に別紙という資料を御覧ください。

1番の応募の状況です。最初の表の一番上、応募総数は5万2755件でした。内訳はその下のとおりで、

特設ウェブサイトからの応募がほとんど、97%を占めることとなりました。応募総数の右側です。無効の欄がありますが、1180件ございました。その内訳はさらに右側にありますが、右の表のとおりで、住所、氏名等の必須事項の記載漏れや、複数回の応募があったものによるものでございます。今御説明した応募総数から無効を除いたものが有効応募ということで、5万1575件で、その中身ですが、A区、B区どちらかのみ応募された方もいらっしゃいますので、最終的にこの1ページ目の一番下、A区への応募は4万8454件、B区への応募は4万5559件となりました。大きな2番です。有効応募の居住区別・年代別の内訳となります。各表の中の黒いひし形や、黒や白の星印は、1ページ目の数字と対応しております。まず一番上の表の(1)居住区別(現行区)となります。表の左から2つ目の欄に、参考として人口構成比を掲載しておりますが、その中の差の欄、(a) - (b)の欄を見ていただきますと、おおむね人口構成比に沿った結果となっております。その下の表(2)は居住区別ですが、再編後の居住区別で整理したものです。その下の表(3)です。年代別の分析となります。こちらにも参考に人口構成比を掲載しております。差の(a) - (b)の欄を見ていただきますと、40代、50代でやや多いですが、各世代から御応募いただいたことが分かると思います。

なお、これらの統計的な分析につきましては、本市のEBPMアドバイザーから助言を頂いております。今御説明した居住区別であるとか、年代別の状況から、今回のアンケート結果は、特定の区や年代に偏ったデータではなくて、市全体の縮図とみなすことができるといった御回答も頂いております。

それでは、またこの別紙のほうは開きながらとなりますが、最初の区名選定についてという1枚の紙にお戻りください。

大きな3番、中ほど下の選定案というものです。3つの区の区名候補の選定案となります。それぞれ選定理由について記載してありますが、先ほどの別紙も使いながら説明します。まず(1)のA区です。A区については中央区とします。以下、理由です。理由は3点ほど掲載してございます。1ポツ目です。応募数全体の数として、1位、全体の40%で、2位と17%の差がございました。

先ほどの別紙の3ページを御覧ください。3ページからA区の分析となりますが、3ページの上の(1)の応募件数というところを見ていただきますと、中央区40%、その次が遠州区23%で、差が17%となっております。2つ目の理由です。今度は居住区別の分析となりますが、全区において中央区が1位となっております。居住区別の分析は別紙の4ページとなります。別紙の4ページのオレンジ色が中央区となります。浜北区に関しましては31%で並んでおりますが、上の細かい件数を見ていただきますと、中央区のほうに僅かに上回っております。全区において中央区が1位となっております。3つ目の理由としましては、年代別の分析となりまして、年代別の応募数もほとんどの年代で1位となっております。こちらは別紙の5ページとなります。先ほどと同様、中央区はオレンジ色となります。13歳から15歳、中学生のところにつきましては23%で2位、1位が緑色の奏区となっております。それ以外の年代では中央区が1位となっております。

次に、B区となります。B区については浜名区とします。同様に、理由について申し上げます。先ほどの別紙を続けて御覧いただきますと、6ページ。全体の数としまして、6ページの(1)応募件数ですけれども、浜名区が30%、2位の北浜区が24%で2位との差が6%ございました。

2点目の理由として、区別の分析でございます。別紙の7ページになります。ちょうどグラフの中ほどの水色の部分が浜名区となりますけれども、ほとんどの区で1位でございました。浜北区のみパーセントとしては同率26%として並んでおりますが、件数を上の表で見ていただきますと、僅かに北浜区が上回っております。順位としては、浜北区は僅差で2位となっておりますが、その他の全ての区で浜

名区が1位となっております。

続いて、年代別の分析です。別紙は8ページとなります。年代別につきましても、ほとんどの年代で浜名区が1位となっております。16歳から19歳、30代のところで僅かに差がありまして、2位となっておりますが、それ以外のところで1位となっております。30代に関しましては29%、同率となっておりますが、こちらの上の表を見ていただきますと、件数として僅かに差がついておりまして、30代については2位という形になっております。

なお、これらのA区とB区それぞれ1位と2位の差、A区17%の差、B区6%の差については、こちらにも本市のEBPMアドバイザーから、統計的に有意な差があると言えるかと回答を頂いております。

最初の区名選定についてという資料になりますが、最後、(3)C区としまして、C区につきましては区域の変更がありませんので、名称の募集対象にもしておらず、天竜区とします。

以上、これらの内容について、本日の特別委員会の御意見を踏まえまして、報道発表がされておりましたけれども、11月1日に開催予定の行政区画等審議会へ提案したいと考えております。

説明は以上です。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。これより質疑・意見を許します。

○酒井豊実委員 B区のほうの区名の候補の名前ですけれども、私はどちらがいいと言う立場ではないスタンスでありますけれども、この北浜という名称と地名と、浜名という地名は、歴史的にそれぞれ価値のある名前だろうと想像しておりますけれども、この歴史的な名称、由来について簡単に説明できますでしょうか。別途であればまた別に伺いますが。

○高林修委員長 酒井委員、その由来を聞かれて、どういうふうに関心があるのでしょうか、興味があるけれども。

○酒井豊実委員 会派に持ち帰ってと言いますか、B区については、北区の広大な地域と浜北区が合区となるという形ですので、それらを反映したものになるのかという、そういう期待感も含めて、由来についてどこかで知っておきたいということで、今質問しました。

○高林修委員長 酒井委員、申し訳ないけれども、7つの候補名が出た段階でその質問をしていただきましたかと思えます。今日のところは、あくまで当局の出した分析結果、その1点で質疑・意見を言っていたかと思っております。

ほかにかがででしょうか。

質疑・意見というか、いきなり賛意を示していただいても結構ですし、反対の方は反対でも結構です。

○稲葉大輔委員 別紙の集計結果の1番目ですが、応募状況で、ウェブサイトフォームが5万1000件以上ということで、かなり多かったというふうになりますが、この内訳とか詳細が分かれば教えてください。

○区再編推進事業本部副本部長 内訳というのは、ウェブサイトはウェブサイトということなので、そこにどこから来たかという意味の内訳ということでしょうか。

○稲葉大輔委員 そうです。

○区再編推進事業本部副本部長 その内訳については分析ができないという状況です。

○稲葉大輔委員 感想になりますけれども、今回、応募総数として、残念ながらもうちょっとあつてほしかったという感想を持っています。それで、恐らくSNSとかLINEがかなり発達してきて、相当数の方が登録いただいている中で、多分このウェブサイトの応募フォームもLINEから誘導された

方が結構いるのではないかと思います。一方で、郵送とか電子メールというのは、かなり減っている状態にありまして、これらも踏まえて、当局側としてこの数字についてはどういう見解を持っているのか、少しお話いただければと思います。

○区再編推進事業本部副本部長 応募総数5万件に対して、先ほど申し上げた97%が特設ウェブサイトの応募フォームからでございました。稲葉委員の御発言のとおり、SNSでの周知を行いまして、それらの効果もあったと認識はしております。

あわせて、それらが使えない方への配慮も必要というところではありまして、その他の方法についても受け付けたところがございます。特設ウェブサイト応募フォームを使われた方の中身を見てみますと、全体として97%ですので、例えば年齢がかなり上の方でも相当数の割合が、ウェブサイトからの応募ということもありますので、デジタルでの対応というのは一定の効果があったと思いますし、当然アナログとミックスしたやり方での周知というのは今後も大事になっていくという認識でおります。

○稲葉大輔委員 多分、DXという点では時代に即していると思います。ただ、総数の点については、私もこの夏場以降の区名募集から今回の結果の選定に至るまで、正直すっかりしていない部分があります。それも含めて市民の皆さんの反応が、関心の高さであるとか、あるいは投票行動に移るまでというところで伸びなかったような要因になってないかと反省すべき点はあるのかと思いますけれども、総数についてはどのように考えていますか。

○区再編推進事業本部副本部長 総数に関しましては、先ほど言った約5万件を超えるような形となりました。対象となる人口の数でいきますと、先ほどの別紙の例えば2ページ目でいきますと、6歳以上を今回対象にしましたので、約75万人という形になるのですが、75万人ですと5万件出ると、15人に1人ぐらいという形になりますので、決して少ないという認識はしていない状況です。

○稲葉大輔委員 はい、分かりました。過去の政令市移行のときにはもう少し数があったと記憶していますし、今回いろいろな事情が重なったり、途中災害があったりということも鑑みて、仕方ないかもしれませんが、次のこういう機会、やるアンケートについて、しっかり反省を生かせればと思います。

○高林修委員長 ほかに御意見・御質疑のある方、いかがでしょう。

○岩田邦泰委員 広く市民の皆さんにアイデアを募って、今回その中で、当局としては当初5案で提案して、やはり市民の広い意見として2案付け加えてやられてきたと。明確な数字の差が出てEBPMアドバイザーからも、今の数字があれば統計的にも有意だろうという話がありましたので、市民クラブとしますと、結果は受け入れる形かと思っております。意見表明という形になります。

○高林修委員長 今、岩田委員から市民クラブとしてはというお話もありましたので、創造浜松さんとしてはいかがでしょうか。

○太田利実保委員 今、EBPMアドバイザーということでお話がございました。市全体の縮図とみなすことができるであるとか、統計的に有意な差が出ているということですが、このところ、もう少し何か根拠というか、具体的に示す説明ができますでしょうか。

○区再編推進事業本部副本部長 実は統計学の計算式がございます。今回資料として、私も含めて説明するのがなかなか難しいところがございますが、そういった一般に広く知られている方法で、アドバイザーの方に分析していただいている結果となります。

○太田利実保委員 分かりました。ありがとうございます。

○高林修委員長 松下委員はいかがですか。

○松下正行委員 今、種々意見がありましたが、もう結果は結果として受け止めるしかないかと思っております。アドバイザーからも十分市全体の民意が反映されているということでしたので、A区、B区の名称について、この区の名前で賛同するということです。

○太田康隆委員 会派はともかく個人として……。

○高林修委員長 はい、どうぞ。

○太田康隆委員 前回、このアンケートに先立って当局が提案された候補が5つでした。それで特別委員会候補として市民がその上位の意思を示したものが結果として欠落していたわけですよ。ですから、区名というのはやはり市民意向を反映する形がいいので、ぜひ上位のものを候補名に入れてほしいというような、そういう議論があって、その後2つずつが追加されて、A区、B区については7案ということで、今回市民アンケートに臨んだということ。その中で、こういった形で市民の意向が反映されてきたということは尊重すべきことだと思いますので、結果的にこの当局が示しているA区、中央区、B区、浜名区、C区、天竜区ということで私はいいいと思います。

○稲葉大輔委員 1点確認しておきます。中央区が今回選ばれております。前回の政令市移行のときには中央区が1位でありながら、途中というか最後は中区に変わっている経緯がありまして、意図的に1位の中央区を外しておりますけれども、今回中央区が1位になっているということに対する見解と説明を少しいただければと思います。

○区再編推進事業本部副本部長 今、稲葉委員が御指摘のとおり、前回政令指定都市移行時には、今回と同様に行政区画等審議会で、区名の選定、答申が行われましたけれども、そのときに最後、今回で言うアンケートの結果の1位と2位をひっくり返すような形で中区になった経緯がございました。

その際、政令指定都市移行時ですけれども、これも今回と同様、審議会を開催する前に、市議会の特別委員会が開催されておりまして、そこで議論がされ、中央区が1位で、2位が中区だったのですけれども、そこは2位の中区にすべきではないかという特別委員会からの申入れがございまして、それを審議会に資料として提出し、それも踏まえて審議会で審議がされて、そこを入れ替えるというような経緯がございました。今回も特別委員会で御意見をお伺いして、審議会に臨むといった手順で進めておりますので、本日何かそういった御意見があれば、取りまとめていただいて、審議会にもお伝えしていくといったことになろうかと思います。

○稲葉大輔委員 前回はいなかったメンバーなものですから、今回は同じ名前がいいのかというところできくと、前回審議会でひっくり返ったという言い方は悪いですが、強い要望が出た理由について御説明をいただければと思います。

○区再編推進事業本部副本部長 審議会といいますか特別委員会でということになるかと思いますが、当時、区画整理に基づく町字の名称をつけるという中で、中央という名称について議論があったということで記憶しております。それを捉えまして、特別委員会で中央区よりも中区のほうがよいのではないかと、審議会のほうへの申入れといいますか、意見が出たということで記憶しております。

○稲葉大輔委員 当時の状況は分かりましたので、今回も当時の状況がありましたということはお伝えをいただければと思います。

○高林修委員長 ほかに御意見はありますか。反対だという御意見の方はいらっしゃいますか。

先ほど会派に持ち帰るというお話でしたけれども、もともとこの特別委員会の全体のスケジュールで、今日の段階で、委員会としては区名を一応聞きおくという形になっています。先ほど嶋津副本部長もおっしゃったように、11月1日に行政区画等審議会がございますので、今日の段階で当委員会としては区

名を聞きおくこととしたいと思っています。意見をまとめていきたいと思いますが、よろしいですか。

○酒井豊実委員 委員長が言われる聞きおくという表現が非常に幅広のように聞こえますけども、とにかくこの報告を聞いたということにさせていただきたいと思います。

○高林修委員長 はい、分かりました。

それでは、本件につきましては、A区は中央区、B区は浜名区とする当局の選定案を尊重した上、聞きおくことといたします。

なお、本日出された各委員の意見につきましては、参考としていただき、11月1日の行政区画等審議会へ臨んでいただきますよう、当局の皆様にはお願い申し上げます。

(2) 区協議会の諮問（資料）について

○高林修委員長 続きまして、協議事項2、区協議会の諮問（資料）について、当局から資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 来月からスケジュールにのっとりまして、区協議会へ諮問を行いますけれども、その諮問資料について御説明します。

資料につきましては、基本的に既に特別委員会で御協議いただいたものがベースとなりますので、変更点を中心に説明したいと思います。資料は2点ございます。区再編に関し、条例に基づいて行政区画等審議会には先ほども区名がありましたけれども、区域と区名を諮問しましたけれども、区の協議会には組織と区設置等条例の案の骨子という形で諮問をしております。

まず、区再編時の組織（案）についてという資料を御覧ください。体裁として既に御覧になった印象がある資料かと思いますが、今年5月に御了承いただいた区再編案の決定資料を基本としております。変更点を御説明します。

1 ページ目の一番下に、2、施行日、令和6年1月1日と書いてありまして、決定案のときは、この施行日の1個上に住民自治、区協議会の記載がございました。こちらを後ほど説明するもう一つの資料に切り分けてありますので、ここはその記載を今抜いてある状況です。

11ページ、別紙3というところになります。右上、別紙3でございます。再編時に変更のある本庁の組織図で、こちら組織図としての基本的な変更はないのですが、真ん中から少し下に、右側ですが、健康医療課、病院管理課、健康増進課とございまして、その下にこれまでA保健センター、B保健センターとしてきたところの名称ですけれども、保健センターを健康づくりセンターとさせていただきたいと思っております。機能や役割は、これまで説明したことと全く変更するものではございませんけれども、既存の市の施設として、例えば浜北保健センターですとか佐久間保健センターと同様の名称の施設がありまして、混同する可能性があることで、パブリックコメントにおいても保健センターという名称と保健所の保健がかぶっていて、名称が似ているといった御意見も頂いておりましたので、混同を避けるために健康づくりセンターに名称を変更したいと考えております。この保健センターと、もともと名前を使っていた資料がほかにもございますので、併せて変更をしたいと考えております。この資料に関する変更点は以上となります。

もう一つの資料の区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子（案）についてという資料がございます。1 ページ目は、1、区の設置として、区設置等条例の最初のほうは、これまでと同様、区域や区役所の位置、事務分掌を記載するところがございます。

3 ページ以降につきましては、前回特別委員会でも御了承いただきましたけれども、区協議会につい

て規定する事項となっております、3ページ以降は、これまで特別委員会で了承いただいたものと同じ内容となります。こちらを変更しておりません。

ただ1点、最後、参考資料として、A3のカラーのこちらにも既に特別委員会で御確認いただいているもので、内容について変更はないのですけれども、1か所だけ、A3の一番下に50地区、一番左が中央で一番右が龍山ですけれども、50地区がどこの地域に属するかという、ここが一番下のところだけ追記をしております。変更点は以上です。

説明は以上となります。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。これより質疑・意見を許します。いかがでしょうか。

○加茂俊武委員 この区及び区協議会の設置等に関する条例の骨子についてですけれども、区役所の事務分掌が今の条例と全く変わっているけれども、この辺はどういう意図で何を求めているのか全く分からないのですが……。

○区再編推進事業本部副本部長 区役所の事務分掌ですけれども、現在の条例との変更点に関しましては、この①、②というのは記載がしてあるのですけれども、現在はこれに加えて社会福祉、社会保障、保健衛生、子どもに関する事項という記載がございます。こちらに関しましては、これまで御説明してまいりましたけれども、これらの組織については改変しまして、本庁の組織にする変更を行いますので、区役所の事務分掌からはなくなる形となります。

○加茂俊武委員 区役所には福祉事業所を置くのですよね。

○区再編推進事業本部副本部長 例えば、行政センターとか区役所という建物には置かれるのですけれども、組織としては本庁組織に変えるものでございます。

○加茂俊武委員 そこでは行うけれども、事務分掌に入れないということですね。分かりました。この条例はもう少ししっかり事前に特別委員会で報告したほうがよかったのではないかと思うのだけれども、事務分掌については、いつかどこかで議論しましたか。

○高林修委員長 具体的な条例案という意味ですか。

○加茂俊武委員 はい。内容は理解しましたけれども、この(3)区役所の事務分掌については、地方自治法というか総務省からのお達しで、平成何年かに4つの項目に変えたのですよね。

○区再編推進事業本部副本部長 区役所の事務分掌を条例に書くということでの変更が当時あったかと思いますが、中身は自治体ごとでいろいろだと思います。今回、区の再編に併せて、先ほど言った本庁組織とする事務分掌の部分がございまして、この条例での記載というのは併せて変更するものになります。

○加茂俊武委員 分かりました。当時の総務省からのお達しは区の機能強化ということで事務分掌を条例でうたいなさいという命令が来て、これをあっさり何事もなかったかのように2つ出してというところが引っかけただけで、今説明を聞いて、本庁直轄になって、区役所はあくまで事業所というか、そこでは事務分掌に入れないというところが何となく分かりました。ちょっと簡単過ぎるのかなと感じたところです。

○高林修委員長 今日のところは条例改正の骨子(案)についてということで、この1ページ以降のものについては、もう過去に委員会です承しています。当然、来年の2月に条例案を上程されるわけですが、そのときにはきちんとした条例文を示されて、今までもほかの条例でもそうですけれども、委員会で協議して変更点があれば変更するということはあり得るので、そのところで協議していただければというふうに思っています。

ほかにかがででしょうか。ちょっと余分な話になりますけれども、1ページのA区、B区というのは、当然11月1日で諮問・答申を受けないと、このところは具体的な名前が入らないということになりますので、今のところはAとBとなって提案されているということになります。

ほかはこの区協議会への資料について、いかがでしょうか。

○松下正行委員 条例改正の骨子（案）についてということで各項目が出ていまして、8ページにナンバー5で地域分科会の権限等という項目があります。その中に内容ということで書いてあるのですが、基本構成（図）という言葉が出てきます。この言葉を入れるということは、条例にも参考図としてつけるという理解でいいですか。前のときにはつけられないという話だったと思いますが、その説明を明確にお願いします。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 8ページの5の内容のところについては、こういう内容を条例でお示ししますよということであって、条例の文とは異なるものということをまず御理解いただきたいと思います。その上で区協議会へ諮問に伺うときには、基本構成（図）を持って、この1の①から④まで、こういう動きのことを条例でこれから文面をしっかりと整えて規定していきますということを説明していきたいという趣旨で記載してございます。

○松下正行委員 ということは、審議会に説明するためにこの基本構成（図）というのは持っていくということで、実際条例文には基本構成（図）という言葉は出てこないという理解でいいかということと、そうすると、この基本構成図というのは条例ではなくて、例えば要綱だとか規則のほうに参考図として添付をされるかどうかということの説明をお願いしたいと思います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） まず条例の文面の中にはこの言葉は出てこないということになります。それから、以前の委員会の質疑の中でお答えしたとおり、この基本構成（図）については、区協議会の運営のマニュアルのようなどころでしっかりと委員の皆様や、事務局の職員に理解をいただけるような形で使っていくということは以前お約束したとおりと考えております。

○松下正行委員 了解しました。

○小野田康弘委員 確認ですけれども、2の区協議会の設置の中で（1）、（2）があって、最後の地区コミュニティ協議会が（4）になっているのですが、（3）というのは飛んでいるのか、それともこれが（4）ではなくて④なのか、どちらでしょうか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 今の御指摘は、この骨子（案）の資料の中のまず3ページを御覧いただくと、項目として①、②、③、④で、④が地区コミュニティ協議会になっているところで、9ページの一番下については（4）地区コミュニティ協議会となっているということを御指摘いただいたところですが、大変ありがとうございます。誤りでございますので、訂正いたします。

○高林修委員長 それでは、（4）を④にするわけですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） はい、④としていきます。

○小野田康弘委員 分かりました。

○高林修委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、この区の協議会諮問（資料）については了承することといたします。

本日の協議事項は一通り終了いたしました。

次回の委員会ですが、ここまでの協議については先ほど酒井委員のところでも申し上げましたが、令和3年5月31日の特別委員会です承された行政区再編に係る協議スケジュールどおりに協議を終えること

ができております。

今後は、行政区画等審議会からの区の名称に関する答申と、それから11月から12月にかけて行われる各区協議会への諮問・答申が予定されており、これらの協議が整った段階で本委員会への報告という運びになります。

したがって、次回委員会の開催は年明け1月を予定しておりますので、御承知おきください。

今後の協議予定につきましては御説明申し上げましたが、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 異議なしということで、ありがとうございます。

それでは、以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:43